

		<p style="text-align: right;">第71号</p> <p>登録番号 (3) 1 令和3年9月30日 東京都第一市街地整備事務所 中央区勝どき1丁目7番3号 第一市街地整備事務所ホームページ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/daiichiseibi/index.html</p>
---	--	--

今後の年度別施行箇所について

六町地区では、地区全域の移転・工事に着手し、裏面の年度別施行箇所図に基づいて事業に取り組んでおります。

工事については、現在、以下のような状況であり、引き続き安全に配慮して進めてまいりますので、関係権利者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 27～令和3年度施行箇所

平成 28～令和3年度施行箇所

土壌及び地下水の入替え工事等により予定が遅れましたが、来春以降の仮換地の引継ぎ予定で工事を進めてまいります。

平成 30～令和3年度施行箇所

想定外の土壌及び地下水の入替え工事等の影響により予定が遅れておりますが、仮換地の引継ぎ時期の見通しが早く立てられるようライフライン工事を進めてまいります。

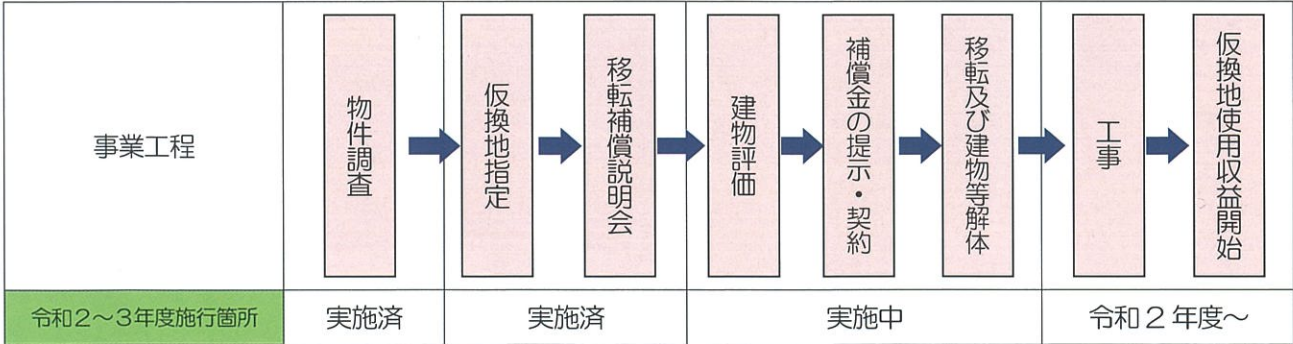
平成 31～令和3年度施行箇所

土壌及び地下水の入替え工事、ライフライン工事を進めてまいります。

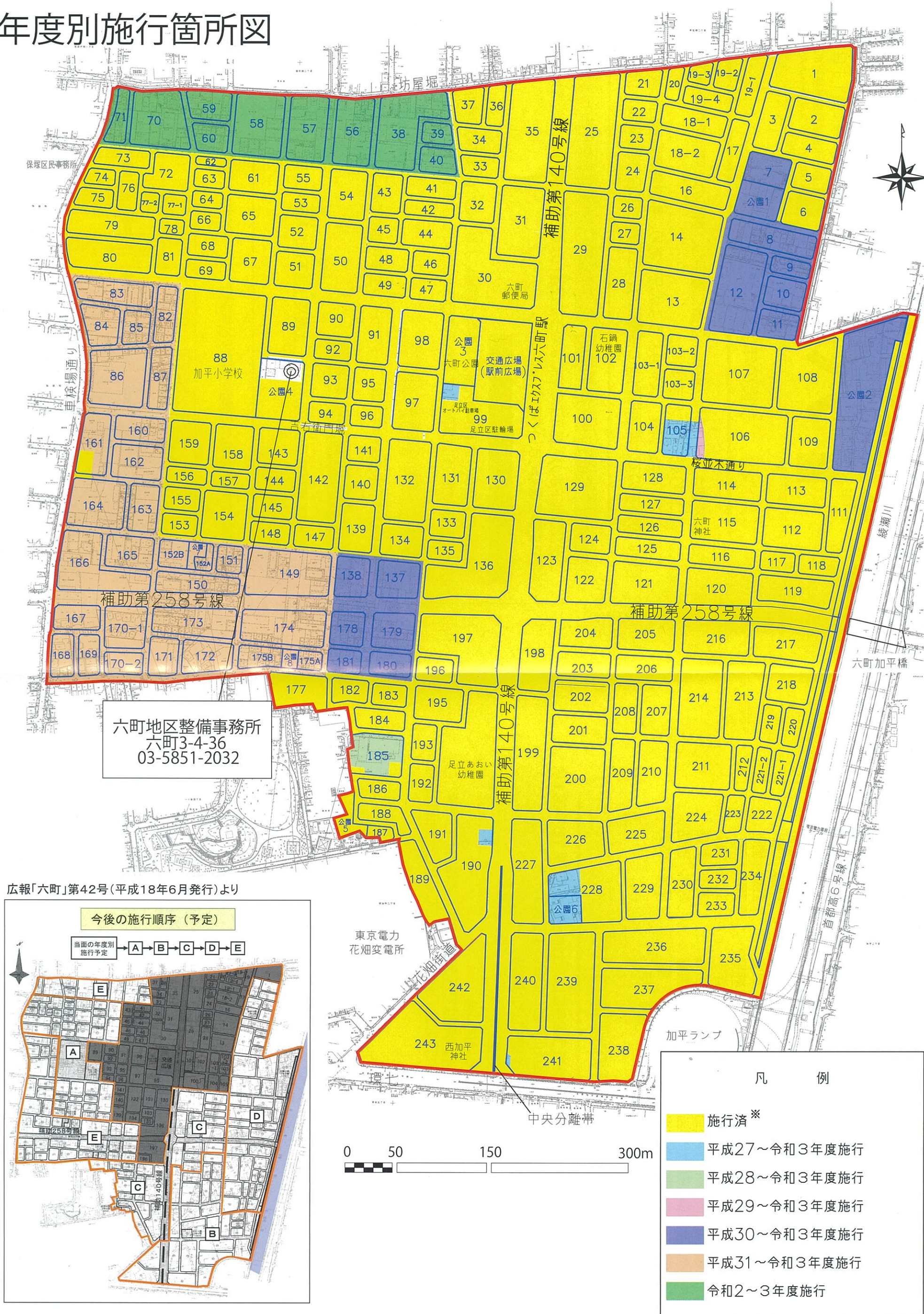
令和 2～3年度施行箇所

土地造成工事が完了した箇所から、土壌及び地下水の入替え工事、ライフライン工事を進めてまいります。

移転補償から工事後の仮換地使用収益開始までの一般的な工程は、以下のとおりです。

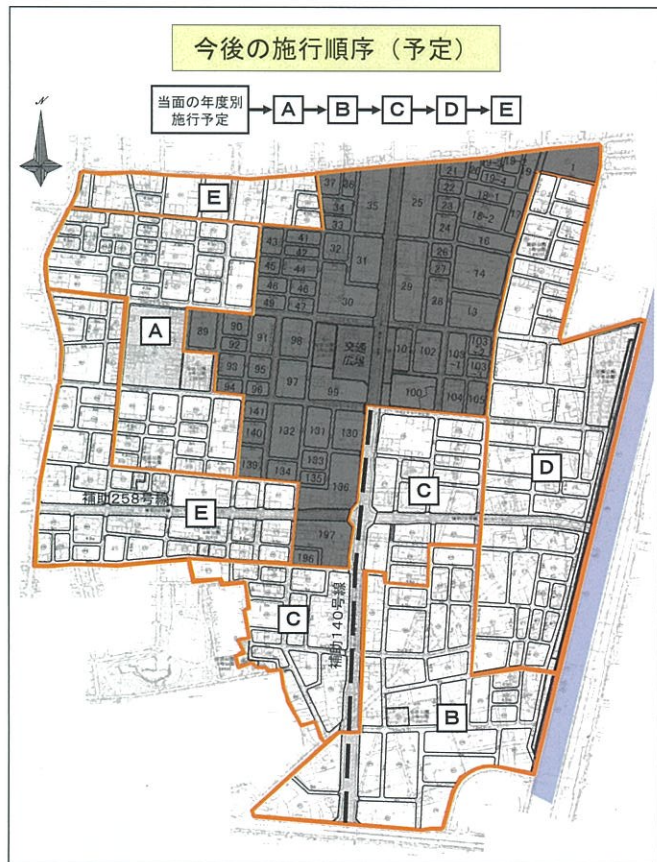


年度別施行箇所図



六町地区整備事務所
六町3-4-36
03-5851-2032

広報「六町」第42号(平成18年6月発行)より



凡 例	
	施行済*
	平成27～令和3年度施行
	平成28～令和3年度施行
	平成29～令和3年度施行
	平成30～令和3年度施行
	平成31～令和3年度施行
	令和2～3年度施行

* 『施行済』とは、仮換地または道路が完成した箇所です。(一部暫定整備を含む。)

職員の異動がありました

【令和3年4月1日付】

	【新】	【旧】
所長	飯沼 健一	齊藤 敏
管理課調査清算担当課長代理	松澤 禎	高橋 将明
補償課補償担当課長代理	曾根 悟	早川 剛司
補償課補償担当課長代理	平原 博文	—
補償課移転総括担当統括課長代理	高山 和良	五十畑 徹
補償課移転担当課長代理	荘司 優子	伊藤 恵
事業課計画担当課長代理	瀧澤 典史	野畑 勝則
事業課計画担当課長代理	小西 純平	斉藤 哲
事業課六町換地担当課長代理	石塚 洋一	瀧澤 典史
六町地区整備事務所工務担当課長代理	坂本 吉弘	高山 和良
六町地区整備事務所設計担当課長代理	内富 義彰	坂本 吉弘
六町地区整備事務所工事担当課長代理	山守 亨	渡邊 俊男
六町地区整備事務所工事担当課長代理	廣瀬 伸一	—

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

ただし、原則として従前地における建築行為等はできませんので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、建物の老朽化により危険な状態になるなど、特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

消費税率改正に伴う対応について（移転補償金）

旧税率（8%）で補償契約された方のうち、平成30年10月1日以降に仮換地の使用収益が開始され、新築工事等に新税率（10%）が適用された場合は、増税相当分を追加補償させていただいております。上記に該当する方には、順次、ご案内を発送しておりますのでご確認ください。

工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034
審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
各種申請の受付など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032